

令和7年第3回矢掛町議会第2回定例会（第1号）

1. 会議招集日時 令和7年5月29日 午前9時30分

2. 会議の開閉 （開会） 午前 9時30分
 （議事） 午前 9時30分
 （散会） 午前11時 5分

3. 議員の出欠状況

議席 番号	氏 名	出欠等 の 別	議席 番号	氏 名	出欠等 の 別
1	土 井 俊 彦	出	2	昼 田 政 義	出
3	福 田 京 子	出	4	岸 野 榮 治	出
5	田 中 輝 夫	出	6	原 田 秀 史	出
7	小 塚 郁 夫	出	8	石 井 信 行	出
9	花 川 大 志	出	10	浅 野 毅	出
11	川 上 淳 司	出	12	土 田 正 雄	出

~~~~~

4. 説明のために出席した者の職氏名

|           |         |             |         |
|-----------|---------|-------------|---------|
| 町 長       | 山 岡 敦   | 副 町 長       | 山 縣 幸 洋 |
| 教 育 長     | 山 部 英 之 | 総務防災課長      | 稲 田 欽 也 |
| 企 画 課 長   | 平 井 勝 志 | 財 政 課 長     | 松 嶋 良 治 |
| 町 民 課 長   | 佐 藤 澄 江 | 税 務 課 長     | 守 屋 裕 文 |
| 健康推進課長    | 小 川 公 一 | こどもみらい課長    | 楠 木 貴 子 |
| 産業観光課長    | 池 田 敏 之 | 建 設 課 長     | 渡 邊 孝 一 |
| 上下水道課長    | 丹 下 裕 之 | 教 育 課 長     | 西 山 弘 之 |
| 会 計 管 理 者 | 松 嶋 良 治 | 建設課・教育課参事   | 黒 瀬 純 一 |
| 病 院 事 務 長 | 坪 田 芳 隆 | 介護老人保健施設事務長 | 小 出 優 子 |
| 総務防災課長代理  | 立 川 人 士 | 財 政 課 主 幹   | 小 出 健 司 |

5. 出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 妹 尾 一 正 書 記 高 槻 美 希

6. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名  
 日程第2 会期の決定  
 日程第3 諸般の報告

- 日程第4 議案第42号 固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求めることについて
- 日程第5 議案第43号 専決処分の承認を求めることについて（矢掛町税条例の一部を改正する条例制定）
- 議案第44号 専決処分の承認を求めることについて（矢掛町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定）
- 議案第45号 専決処分の承認を求めることについて（矢掛町地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定）
- 日程第6 報告第1号 令和6年度矢掛町一般会計予算の繰越明許費について
- 報告第2号 令和6年度矢掛町水道事業会計予算の繰越について
- 報告第3号 令和6年度矢掛町下水道事業会計予算の繰越について
- 日程第7 議案第46号 矢掛町B&G海洋センター条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第47号 矢掛町予防接種健康被害調査委員会設置条例制定について
- 議案第48号 令和7年度矢掛町一般会計補正予算（第1号）について
- 議案第49号 令和7年度矢掛町水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第8 選挙第1号 岡山県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

午前9時30分 開会

**○議長（浅野 毅君）** 皆さん、おはようございます。

梅雨入り前ではございますが、毎年この時期を迎えますと長雨が続き、気になるところでございます。皆様には何かと御多忙の中を御出席いただき、御苦労さまです。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから、令和7年第3回矢掛町議会第2回定例会を開会いたします。

なお、病院管理者におかれましては、本日の会議を欠席させていただきたい旨の申出がありましたので、御報告申し上げます。さらに、福祉介護課長より、本日及び明日の会議を欠席させていただきたい旨の申出がありましたので、御報告申し上げます。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手許に配付のとおりであります。

~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（浅野 毅君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、9番花川大志君と11番川上淳司君を指名いたします。

~~~~~

日程第2 会期の決定

**○議長（浅野 毅君）** 日程第2、会期の決定を行います。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日5月29日から6月6日までの9日間といたしたいと思いを。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（浅野 毅君）** 異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日5月29日から6月6日までの9日間と決定いたしました。

~~~~~

日程第3 諸般の報告

○議長（浅野 毅君） 日程第3、諸般の報告を行います。

町長から報告事項がありますので、挨拶を兼ね報告をしていただきます。町長。

○町長（山岡 敦君） 皆さん、おはようございます。

本日は、令和7年第3回矢掛町議会第2回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、公私とも何かと御多用な中を御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

さて、今月16日には九州南部が平年より14日早く梅雨入りしたとみられるとの発表がなされました。中国地方の梅雨入りは6月上旬頃が見込まれておりますが、これからの時期は梅雨前線による長雨や台風の発生、集中豪雨など、大雨による災害の発生が懸念されるところでございます。

本格的な梅雨時期を迎える前に大雨による災害へ備えるため、来週月曜日6月2日に災害防止連絡会議の開催を予定しております。消防、警察、自治協議会、土地改良区、岡山県、岡山河川事務所などの関係機関と情報共有と連携の強化を図り、被害の拡大を防ぎ、災害発生時に迅速な対応が行えるよう万全を期してまいります。

一方で、地球温暖化の影響と思われますが、全国では5月から最高気温が35度を超える猛暑日とな

る地点もあり、今年の夏も猛暑・酷暑の日が多くなるのではと非常に危惧されるところであります。また、まだ体が暑さに慣れていない今の時期には、真夏ほど気温が上がらなくても、熱中症のリスクが高くなります。町民の皆様には、小まめな水分補給や適切なエアコンの使用など普段以上に体調管理に気を付けていただきますよう、お願いいたします。

町といたしましても、異常とも言える暑さへの対策といたしまして、本年度はB&G海洋センター2階のトレーニングルームへ空調の設置を進めておりますのに加え、4月から始まっております矢中矢高合同部活動の環境整備にもなりますことから、矢掛中学校体育館へ空調設備を整備するために必要となる経費を盛り込んだ補正予算を本議会へ上程させていただいております。

さて、本日審議をお願いいたします案件は、人事案件について1件、専決処分の承認を求めることについて3件、条例の一部改正及び制定について2件、補正予算について2件、また、本日報告させていただきます案件は、令和6年度一般会計予算の繰越明許費についてなどの予算繰越について3件の計11件であります。どうか適切な御決定を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

なお、本定例会におきましては、一般質問をお受けいたしておりますので、どうぞ、よろしくお願いいたします。

引き続きまして、報告事項を申し上げます。報告事項は9件でございます。

報告第1号、やかげビジネスカレッジ日本語学校開校について、御報告申し上げます。

学校法人貝畑学園が、旧矢掛商業高校跡地を活用しての日本語学校開校を当初の予定から1年6か月延期して令和7年10月開校に向けて準備をしておりました。

このたび、文部科学省の認定を受け、岡山県による現地確認も終わり、予定どおり本年10月にやかげビジネスカレッジ日本語学校として開校することになったとの報告を貝畑学園から受けました。現在、開校に向けて施設設備の準備を進めており、教職員も8月下旬より、学校での勤務を開始する予定と聞いております。

やかげビジネスカレッジ日本語学校では、日本語教育を通して日本の企業や社会で活躍できる人材を育成することを目指すとのことであり、留学生が日本文化への理解を深めるとともに、矢掛町の一員として地域との交流を大切に、矢掛町と学校がともに発展できるように頑張っていくとのことでございますので、町としても連携・サポートを行いながら、期待をしていきたいと思っております。

報告第2号、矢掛町地域防災計画の修正について、御報告申し上げます。

お手許に矢掛町地域防災計画を配付させていただいております。このたび、国の防災基本計画及び岡山県地域防災計画の修正と令和4年度以降の当町の機構改革を踏まえまして、計画の修正を行っております。

南海トラフ地震が今後30年以内に発生する確率は80パーセント程度とされておりますが、風水害への備えとともに、地域防災計画に基づき、より一層の防災体制の強化に努めてまいり所存でございます。

自然災害の発生を止めることはできませんが、防災意識を常に高く持ち、災害に備えておくことはできます。また、災害時には、自助・共助の部分での対応も被害を最小限度に食い止めるためには不可欠であります。

議員の皆様におかれましても、地域住民が日頃から災害に備えていただけるよう、防災意識の普及啓発の推進にお力添えをいただきますよう、よろしくお願いいたします。

報告第3号、矢掛町土地開発公社の経営状況書類の提出について、御報告申し上げます。

矢掛町土地開発公社につきましては、地方自治法第243条の3第2項及び同法施行令第173条の5第1項の規定に基づきまして、その経営状況について、令和6年度矢掛町土地開発公社決算書並びに令和7年度矢掛町土地開発公社事業計画及び予算をお手許に配付し、御報告させていただきます。

主な事業活動といたしましては、定住促進対策として住宅用地の販売を進めており、昨年度は合計3区画を売却いたしました。町内では、現在3か所の分譲地で12区画の販売を行っておりますのに加え、新たに仁井屋橋南分譲地と矢高北分譲地の計画を進めております。

また、工場用地につきましては、中地区の造成を終え、カモ井加工紙株式会社に新工場用地の引渡しを完了いたしました。

定住対策及び企業誘致につきましては、引き続き積極的な事業展開を図ってまいりますので、御理解・御協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

報告第4号、一般財団法人矢掛町観光交流推進機構の経営状況書類の提出について、御報告申し上げます。

矢掛町観光交流推進機構につきましては、地方自治法第243条の3第2項及び同法施行令第173条の5第1項の規定に基づきまして、その経営状況について、令和6年度事業報告及び決算並びに令和7年度事業計画及び予算をお手許に配付させていただき、御報告させていただきます。

矢掛町観光交流推進機構は、町の100パーセント出資により、平成31年4月に発足し、令和4年3月28日付で観光庁の観光づくり法人地域DMOに登録されております。

観光客や来訪者の動向やニーズを適宜捉え、さまざまな事業を企画実施し、町内の事業者や団体と連携を図りながら、町内への誘客を促進しています。

令和6年度につきましては、町内の飲食店と連携したクリームソーダIN矢掛やさつまいもフェス芋旅など町内への誘客を促進するキャンペーンを企画実施し、若者からお年寄りまで多くの方に矢掛町に興味を持っていただき、来訪していただきました。

さらに、フレンドタウンシップ協定を結んでおります沖縄県金武町との交流と矢掛町の情報発信を目的に金武町まつりに参画し、矢掛町のお米やシャインマスカット、柚餅子などの特産品を販売し、PR活動に努めました。

また、矢掛町合併70周年記念事業として、町内の観光施設や体験コンテンツを楽しめるツアーを11コース企画し、200名以上の参加をいただきました。

今後も、この矢掛町観光交流推進機構と連携しながら、町民と観光客が一体となれる空間、来てよかった、住みたいまちを目指してまいりたいと思いますので、御理解・御協力をいただきますようお願いいたします。

報告第5号、佐藤一章生誕120周年及びやかげ郷土美術館開館35周年記念企画展“佐藤一章展”の開催について、御報告申し上げます。

お手許に配付しておりますリーフレットを御覧ください。やかげ郷土美術館では、矢掛町名誉町民佐藤一章生誕120周年及び美術館開館35周年記念として、6月21日土曜日から9月21日日曜日まで佐藤一章展を開催いたします。

今回の企画展では、洋画家佐藤一章先生の生誕120周年を記念して、御遺族である佐藤アキ子氏から昨年末に御寄附いただきました一章氏の晩年の作品であります、油彩画“生田の風景”ほか2点や愛用品をはじめ、初期から晩年までの代表作約50点を御紹介いたします。御寄附いただきました佐藤アキ

子氏には、改めて深く感謝申し上げます。

観覧料は、一般 200 円、高校生以下及び町内 65 歳以上の方は無料です。

初日の 6 月 21 日土曜日 11 時からオープニングセレモニーとして、佐藤アキ子氏による二胡及び箏のコンサートを行います。

議員の皆様におかれましては、企画展及びオープニングセレモニーの御案内を申し上げますので、この機会に温かみのある作品をお楽しみいただきますよう、よろしくお願いいたします。

報告第 6 号、やかげ郷土美術館企画展“私の愛蔵品展 中西草闘～筒井コレクションより～”の開催について、御報告申し上げます。

お手許に配付しておりますリーフレットを御覧ください。やかげ郷土美術館の町民ギャラリーでは、6 月 24 日の火曜日から 7 月 6 日の日曜日まで、企画展 わたしの愛蔵品展 中西草闘～筒井コレクションより～を開催いたします。

画家 中西草闘は、明治 36 年に矢掛町で生まれ、洋画家を目指して東京の日本美術学校で学び、その後小川芋銭、森田恒友に師事して水墨画を学びます。昭和 17 年から生涯を終える昭和 38 年まで、矢掛町・倉敷市・鴨方町などで独自の画風を展開しました。その画風に魅了され、その作品を収集されている矢掛町小田在住 筒井保太氏の愛蔵する作品の中から約 30 点を御紹介いたします。

鑑賞は無料です。議員の皆様におかれましては、この機会に御来館の上、御鑑賞いただきますよう、御案内申し上げます。

続きまして報告第 7 号、第 75 回社会を明るくする運動地域住民の集い及び教育講演会の開催について、御報告申し上げます。

お手許に配付しておりますリーフレットを御覧ください。7 月は全ての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、犯罪のない地域社会を築こうとする、社会を明るくする運動の強化月間として全国一斉に展開されます。この一環として、本町でも来たる 7 月 8 日火曜日午前 9 時から町内一円の啓発パレードを実施いたします。

また、やかげ文化センターホールにおいて、午後 1 時 45 分から地域住民の集いを、午後 2 時 15 分からは、教育講演会を開催いたします。教育講演会では、講師に弁護士の仲岡しゅん氏をお迎えして、“LGBTとジェンダー・セクシュアリティを巡る人権課題”と題し、講演をしていただきます。仲岡氏は、戸籍上の性別は男性ですが、女性として弁護士に登録されており、LGBTやセクシャルマイノリティの相談にも多く関わっておられます。当事者の方が身近にいるということを心に留めて、正しい知識と理解を深め、自分事として考える機会となるお話をさせていただきます。入場は無料です。

町民の皆様、また議員の皆様におかれましても、ぜひ御聴講くださいますよう御案内申し上げます。

報告第 8 号、令和 7 年度やかげ中高生議会について、御報告申し上げます。

中高生のまちづくりへの興味・関心を喚起し、持続可能な地域・社会の実現に向けた問題意識の創出を目的に令和 7 年度やかげ中高生議会を令和 7 年 7 月 30 日水曜日午前 10 時から矢掛町役場議事堂で開催いたします。

今回のやかげ中高生議会は、対象を矢掛中学校・小北中学校・矢掛高校の生徒に拡大し、参画希望の生徒を公募して実施いたします。

応募された生徒の中から、議長役 1 名と議員役 9 名を決定し、生徒たちが自ら考えた質問や提案を実際の議会と同様に問い、それに町執行部の職員が答弁する形式となっています。

生徒たちが質問や提案を考えるにあたっては、計3回の事前ワークショップを行い、興味や関心のあ
る分野について学ぶ機会を設けることで中高生の目線で自分事としてまちづくりを意識する機会とした
いと考えています。

議員の皆様には、御多忙の時期とは存じますが、お繰り合わせの上御聴講くださいますよう、よろし
くお願いいたします。

最後になりました報告第9号、令和7年度矢掛町戦没者追悼式の開催について、御報告申し上げます。

祖国日本の興隆と繁栄を念じて、身命を賭して奮戦され、尊い一命を祖国のために捧げられた戦没者
の御尊霊を追悼するため、町主催の戦没者追悼式を8月16日の土曜日午前10時から、やかげ文化セン
ターホールにおきまして開催いたします。

矢掛町平和の町宣言の本旨であります真の恒久平和と安全の実現を念頭にいたしまして、広く一般町
民の皆様にも御案内を申し上げ、戦没者の追悼と平和を願う場として町民総意の追悼式にしたいと考
えております。

また、遺族会の意向により、町主催の追悼式と遺族会主催の流水かんじょうを交互に開催しており、
今年度は町主催の追悼式を予定しております。

議員の皆様には、後日、追悼式の御案内を申し上げますので、その際には、お繰り合わせの上、御臨
席賜りますよう、よろしくお願いいたします。

報告事項を終わります。

○議長（浅野 毅君） 町長からの報告が終わりました。

次に、議長としての報告を行います。

議会閉会中の議長としての主な行事への出席につきましては、お手許の一覧表を御覧いただきたいと
思います。次に、監査委員から例月出納検査の結果報告書が提出されておりますので、各自御検討をお
願いいたします。また、議員派遣報告一覧表も配付しておりますので、併せて御覧ください。さらに、
持参による陳情の提出がありましたので、陳情文書表のとおり配付いたしておりますから、御覧くださ
い。

以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~

日程第4 議案第42号 固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求めることについて

**○議長（浅野 毅君）** 日程第4、議案第42号、固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求める  
ことについてを議題といたします。執行部に提案理由の説明を求めます。町長。

**○町長（山岡 敦君）** それでは、議案第42号、固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求める  
ことについて提案理由を御説明申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員であります神田雅則氏の任期が本年8月31日をもって満了し、引き続  
き神田氏を選任するもので、地方税法第423条第3項の規定によりまして、この議会の同意を求めるも  
のでございます。

経歴につきましては、お手許に配付いたしております資料番号1を御覧いただきたいと存じます。

再任ということですので簡単に紹介させていただきますと、神田氏は、令和元年6月からこの  
審査委員会委員をお願いしておりまして、今回、再任をお願いするものでございます。

任期は、本年9月1日から3年でございます。

なお、選任後の審査委員会の委員は、岸野憲二氏、小野弘隆氏に神田氏を加えた３名でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

**○議長（浅野 毅君）** 提案理由の説明が終わりました。

ただいまから質疑を行います。御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（浅野 毅君）** 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔なし〕

**○議長（浅野 毅君）** はい。なしと認めます。討論を終結いたします。

これより採決を行います。お諮りいたします。議案第４２号は、原案のとおり同意することに決して、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（浅野 毅君）** 異議なしと認めます。よって、議案第４２号、固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決しました。

~~~~~

日程第５ 議案第４３号 専決処分の承認を求めることについて（矢掛町税条例の一部を改正する条例制定）

議案第４４号 専決処分の承認を求めることについて（矢掛町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定）

議案第４５号 専決処分の承認を求めることについて（矢掛町地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定）

○議長（浅野 毅君） 日程第５、議案第４３号から議案第４５号の専決処分承認案件３件を一括議題といたします。それぞれ提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡 敦君） それでは、議案第４３号から議案第４５号までの専決処分の承認を求めることについて、三議案を一括して提案理由を御説明申し上げます。

三議案とも地方自治法第１７９条第１項の規定に基づきまして専決処分いたしましたので、同条第３項の規定に基づきまして、この議会に報告し、承認を求めるものでございます。

なお、先の３月議会最終日に行われました全員協議会におきまして、本年度におきます税制改正の要点と関係法令の施行後に専決処分を行う予定であることの報告をさせていただいたところでございます。

まず、議案第４３号、矢掛町税条例の一部を改正する条例制定につきましては、地方税法等の改正に基づきまして、公示送達制度の見直し、大学生年代の子等に関する特別控除の創設に係る規定の整備、加熱式たばこに係る町たばこ税の課税標準の特例措置などでございます。

次に、議案第４４号、矢掛町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定につきましては、地方税法等の改正に基づきまして、課税限度額と軽減判定所得を引き上げるものでございます。

次に、議案第４５号、矢掛町地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定につきましては、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第２６条の地方公共団体等を定める省令の改正に伴い、改正するものでございます。

以上が、条例改正に関します専決処分の承認を求めることについての提案理由でございます。詳細につきましては、税務課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（浅野 毅君） 次に、議案の詳細な内容の説明を求めます。税務課長。

○税務課長（守屋裕文君） それでは、議案第 43 号から議案第 45 号までの専決処分の承認を求めることについての御説明を申し上げます。

まず、議案第 43 号、矢掛町税条例の一部を改正する条例制定についてでございますが、今回の改正は地方税法の一部改正に伴うものでございます。改正内容につきましては資料により説明をさせていただきますので、資料番号 2 を御覧ください。表紙をおめくりいただきまして、資料の 1 ページを御覧いただきたいと思います。

最初に、公示送達制度の見直しについてでございますが、これは議会全員協議会での説明の際にはなかった項目でございますが、その後、地方税法の改正に追加されたものでございます。

公示送達とは、納税通知書が宛先不明で町に戻ってきてしまった場合などで町役場の掲示場に一定期間公示することで書類の送達が行われたものとみなされる制度でございます。

改正内容につきましては、この制度を拡充し、公示事項が記載された書面をインターネットでも閲覧できるようにするものでございます。また、施行期日につきましては、地方税等の一部を改正する法律、令和 5 年法律第 1 号附則第 1 条第 12 号に掲げる規定の施行日からとなります。

次に、大学生年代の子等に関する特別控除（特定親族特別控除）の創設に係る規定の整備についてでございますが、改正内容は、特定扶養控除に関して、控除対象となる大学生年代の子等の所得要件を拡大するとともに、一定の所得を超えた場合でも親などが受けられる控除の額が段階的に逦減する仕組みを導入し、それに伴う規定の整備を行うものでございます。なお、控除額の最高額は 45 万円となります。

また、施行期日につきましては、令和 8 年 1 月 1 日から施行となります。

次に、二輪車の車両区分の見直しについてでございますが、改正内容は、現行排気量 50 シーシー以下の原付一種が令和 7 年 11 月の排ガス規制の強化に対応できないことから、原付の枠組みが見直されまして、総排気量 125 シーシー以下で最高出力を 4.0 キロワット以下に制御したバイクを新基準原付バイクとし、50 シーシー原付バイクと同様に取り扱うこととなりました。

新基準原付バイクに係る軽自動車税、種別割の税額は、現行 50 シーシー原付と同額の年額 2,000 円であり、それに伴う規定の整備を行うものでございます。

なお、排ガス規制の対象は、新規に生産する車両からであり、現在所有されている 50 シーシー原付バイクは、今までと同じ条件で引き続き使用することができます。また現在、矢掛町では 50 シーシー以下の原付バイクについては約 600 台が登録されておりますが、税額が同額であるため税収への影響はございません。

なお、施行期日につきましては、令和 7 年 4 月 1 日から施行となります。

次に、特定マンションに係る特例の新設についてでございますが、改正内容は、特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、区分所有者からの申告書の提出がなかった場合でも管理組合の管理者等からの書類提出により、特例を適用する規定を新設するものでございます。

なお、施行期日につきましては、令和 7 年 4 月 1 日から施行となります。

次に、平成 30 年 7 月豪雨に係る被災住宅用地に対する特例の規定の削除についてでございますが、

改正内容は平成 30 年 7 月豪雨により住宅が滅失又は損壊したために、やむを得ず当該土地を住宅用地として使用できない場合、引き続き住宅用地とみなす特例について、令和 6 年度末でこの特例を終了するものでございます。

最後に、加熱式たばこに係る町たばこ税の課税標準の特例についてでございますが、改正内容は、現在、加熱式たばこにつきましては、重量と価格によって紙たばこの本数に換算している課税方法を重量のみで換算する方法に見直すほか一定重量以下のものは 1 本をもって紙たばこ 1 本に換算する仕組みとするものでございます。

なお、施行期日につきましては、令和 8 年 4 月 1 日からの施行となります。

続きまして、議案第 44 号、矢掛町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について、御説明を申し上げます。改正内容につきましては、引き続き、資料番号 2 により説明をさせていただきますので、3 ページを御覧ください。

矢掛町国民健康保険税条例の改正項目は、次の 2 項目となっております。まず、(1) 課税限度額の引上げについてでございますが、改正内容は、経済動向等を踏まえて課税限度額の引上げを実施するものでございます。

表を御覧ください。表の左の欄が令和 6 年度、右の欄が令和 7 年度の内容でございます。課税限度額につきましては、国民健康保険医療分を 1 万円引き上げ 66 万円とし、後期高齢者支援金分を 2 万円引き上げて 26 万円とするものでございます。なお、介護納付金分は据置きでございます。

次に、2 番目の軽減判定所得の引上げについてでございます。改正内容は低所得者の保険税軽減措置の対象となる世帯の軽減判定所得について、経済動向等を踏まえて引上げを実施するものでございます。

こちらを表を御覧いただきまして、左の欄が令和 6 年度、右の欄が令和 7 年度の内容でございます。軽減判定所得につきましては 5 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者等の数に乗すべき金額を 1 万円引き上げ 30 万 5,000 円に、2 割軽減のその部分の金額を 1 万 5,000 円引き上げ 56 万円とするものでございます。

なお、施行期日につきましては、令和 7 年 4 月 1 日から施行となり、令和 7 年度の国民健康保険税から適用となります。

最後に、議案第 45 号、矢掛町地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定について、御説明申し上げます。

こちらは資料ではなく、議案第 45 号の 2 ページ後ろに添付しております改正文により説明させていただきますので、そちらのほうを御覧ください。

今回の改正は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第 26 条の地方公共団体等を定める省令の改正に伴うものでございます。

内容につきましては、課税免除対象資産の取得期限を 3 年間延長し、令和 10 年 3 月 31 日までとするものでございます。また、この制度の実績といたしましては 1 件ございまして、令和 2 年度から令和 4 年度までの 3 年間適用をした例がございまして、

なお、施行期日につきましては、令和 7 年 4 月 1 日から施行となります。

以上で、専決処分の承認を求める議案 3 件の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

〇議長（浅野 毅君） 町長からの提案理由の説明並びに担当課長から詳細な内容の説明が終わりました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第 6 報告第 1 号 令和 6 年度矢掛町一般会計予算の繰越明許費について

報告第 2 号 令和 6 年度矢掛町水道事業会計予算の繰越について

報告第 3 号 令和 6 年度矢掛町下水道事業会計予算の繰越について

○議長（浅野 毅君） 日程第 6、報告第 1 号から報告第 3 号までの繰越しの報告案件 3 件を一括議題といたします。それでは、報告を求めます。町長。

○町長（山岡 敦君） それでは、報告第 1 号から報告第 3 号までの各会計の繰越しについて御説明申し上げます。

まずは、報告第 1 号、令和 6 年度矢掛町一般会計予算の繰越明許費についてでございますが、これは、地方自治法第 213 条第 1 項の規定によりまして、令和 7 年度へ予算を繰り越し、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定によりまして、この議会に提出し、報告させていただくものでございます。

昨年 12 月及び本年 3 月定例会におきまして繰越しの決定をいただいております防災対策事業など 12 事業で 15 億 5,888 万 4,000 円を令和 7 年度へ繰越しさせていただくものでございます。

詳細につきましては、財政課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、報告第 2 号、令和 6 年度矢掛町水道事業会計予算の繰越についてでございますが、これと次の報告第 3 号につきましては、地方公営企業法第 26 条第 1 項の規定によりまして、令和 7 年度へ予算を繰り越し、同条第 3 項の規定によりまして、この議会に提出し、報告させていただくものでございます。

今回報告いたします繰越事業は、上水道整備 3 事業でございまして、上水道事業が 600 万円、老朽管更新事業が 7,100 万円、中央配水池更新事業が 3,300 万円の合計 1 億 1,000 万円を令和 7 年度へ繰越しさせていただくものでございます。

詳細につきましては、上下水道課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、報告第 3 号、令和 6 年度矢掛町下水道事業会計予算の繰越についてでございますが、今回、報告いたします繰越事業は、下水道整備 1 事業でございまして、下水道事業 950 万円を令和 7 年度へ繰越しさせていただくものでございます。

詳細につきましては、上下水道課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（浅野 毅君） 次に執行部に詳細な説明を求めます。財政課長。

○財政課長（松嶋良治君） それでは、報告第 1 号、令和 6 年度矢掛町一般会計予算の繰越明許費について、御説明申し上げます。

一枚おめくりいただきまして、見開きで繰越計算書でございます。右側のページの 1 列目、翌年度繰越額が実際に繰越しをした額でございます。

本年度は、全部で 12 事業ございまして上から順に説明させていただきます。まず 1 番上から、総務費として、防災対策事業（平宇角倉見山線ほか）は、繰越額 900 万円、特定財源は緊急自然災害防止対策事業債、完了予定は 7 月末でございます。次のふるさと納税事業（返礼品送付）は、繰越額 1 億 1,350 万円、特定財源はふるさと納税寄附金、完了予定は来年 3 月末でございます。次の財産管理事業（旧法務局改修）は、繰越額 1,584 万円、完了予定は 6 月末でございます。

続いて民生費、電力等価格高騰支援給付金事業で、繰越額 275 万円、特定財源は国庫補助金、完了予

定は6月末でございます。

続いて衛生費、じん芥処理事業（西部衛生施設組合負担金（熱利用施設建設））で、繰越額1億1,426万円、特定財源は国庫補助金・一般廃棄物処理事業債、完了予定は来年3月末でございます。

続いて土木費として、道路改良（道整備交付金事業）（運動公園線ほか）で、繰越額5,533万4,000円、特定財源は国庫補助金・過疎対策事業債、完了予定は来年3月末でございます。次が、道路改良（単町事業）（胡町病院前線）で、繰越額273万円、完了予定は12月末でございます。次が、狭あい道路整備等促進事業（宇山線ほか）で、繰越額3,852万8,000円、特定財源は国庫補助金・過疎対策事業債・公共事業等債、完了予定は来年3月末でございます。次が、かわまちづくり事業で、繰越額11億7,352万3,000円、特定財源は国庫補助金・一般補助施設整備等事業債、完了予定は来年3月末でございます。次が、町営住宅管理（町営住宅長寿命化計画策定）で、繰越額290万円、特定財源は国庫補助金・住宅使用料、完了予定は来年3月末でございます。次が、特定公共賃貸住宅管理（給水設備改修）で、繰越額823万4,000円、特定財源は国庫補助金・住宅使用料、完了予定は来年3月末でございます。最後に、災害復旧費、農地農業用施設災害復旧事業（山ノ神池）で、繰越額2,228万5,000円、完了予定は来年3月末でございます。

以上、12事業で合計15億5,888万4,000円の繰越しとなっております。

以上で一般会計の繰越明許費の説明を終わらせていただきます。

○議長（浅野 毅君） 上下水道課長。

○上下水道課長（丹下裕之君） それでは、報告第2号、令和6年度矢掛町水道事業会計予算の繰越について、御説明いたします。

一枚おめくりいただき、見開きで令和6年度矢掛町水道事業会計予算繰越計算書でございます。繰越しを行う事業は3事業です。

まず、事業名で上水道事業でございます。内容といたしましては、かわまちづくり事業に伴う上水道施設新設詳細設計業務ほか1件でございます。

翌年度繰越額は600万円で、財源といたしましては、その他資本的収入として一般会計からの負担金が350万円、損益勘定留保資金が250万円でございます。繰越しの理由といたしましては、かわまちづくり事業の進捗に合わせる必要があるためでございます。なお、工期は5月30日を予定しております。

次に、老朽管更新事業でございますが、内容といたしましては、石綿セメント管や経年により老朽劣化した塩化ビニール管につきまして、早急に更新を行うための工事2件、委託業務2件でございます。

翌年度繰越額は7,100万円で、財源といたしましては国庫補助金1,700万円、企業債3,500万円、損益勘定留保資金1,900万円でございます。繰越しの理由といたしましては、早期に老朽管を耐震管に更新することを目指し、また、財源である国庫補助金を確実に確保するため、国の令和6年度追加配分を令和7年3月に受けたためでございます。なお工期につきましては、12月25日を予定しております。

次に、中央配水池更新事業でございますが、内容としては、中央配水池更新に係る地質調査1件と詳細設計業務1件でございます。翌年度繰越額は3,300万円で、財源といたしましては国庫補助金140万円、企業債2,370万円、その他資本的収入として出資金790万円でございます。繰越しの理由といたしましては、早期に中央配水池を更新し、耐震化するため、また、財源である国庫補助金を確実に確保するため、国の令和6年度追加配分を令和7年3月に受けたためでございます。なお、工期につきましては、令和8年2月25日を予定しております。

以上で、報告第2号の説明を終わります。

続きまして、報告第3号、令和6年度矢掛町下水道事業会計予算の繰越について、御説明いたします。
一枚おめくりいただき、見開きで令和6年度矢掛町下水道事業会計予算繰越計算書でございます。

繰越しを行う事業は1事業です。事業名で下水道事業でございますが、こちらは、横谷アクアセンターのぼつき攪拌装置電動機取替工事とかわまちづくり事業に伴う下水道施設新設詳細設計でございます。

翌年度繰越額は950万円で、財源は企業債400万円とその他資本的収入として一般会計からの負担金が550万円でございます。繰越しの理由といたしましては、工事は電子部品の全国的な供給遅延のため、設計はかわまちづくり事業の進捗に合わせる必要があるためでございます。なお、工期につきましては、工事は6月30日、委託は5月30日を予定しております。

以上で、報告第3号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（浅野 毅君） 報告が終わりました。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅野 毅君） 質疑を終結いたします。

以上で、報告第1号、令和6年度矢掛町一般会計予算の繰越明許費について、報告第2号、令和6年度矢掛町水道事業会計予算の繰越について、報告第3号、令和6年度矢掛町下水道事業会計予算の繰越についての報告を終了いたします。

~~~~~

日程第7 議案第46号 矢掛町B&G海洋センター条例の一部を改正する条例制定について

議案第47号 矢掛町予防接種健康被害調査委員会設置条例制定について

議案第48号 令和7年度矢掛町一般会計補正予算（第1号）について

議案第49号 令和7年度矢掛町水道事業会計補正予算（第1号）について

**○議長（浅野 毅君）** 日程第7、議案第46号から議案第49号までの条例制定及び改正案件2件、補正予算案件2件の計4件を一括議題といたします。それぞれ提案理由の説明並びに議案に対する説明を求めます。町長。

**○町長（山岡 敦君）** それでは、議案第46号から議案第49号までにつきまして、提案理由を御説明申し上げます。

まず始めに、議案第46号及び議案第47号につきましては、条例の一部改正及び制定に関するもので、いずれも地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づきまして、この議会に提出させていただくものでございます。

議案第46号、矢掛町B&G海洋センター条例の一部を改正する条例制定についてでございますが、今回の改正は、海洋センター本館2階トレーニングルームへ空調設備を設置することに伴い、使用料を改めるものでございます。

詳細につきましては、教育課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第47号、矢掛町予防接種健康被害調査委員会設置条例制定についてでございますが、この条例は、予防接種法及び感染症予防法に基づく予防接種に関する事故につきまして、事故当事者や遺族が国の予防接種健康被害救済制度を利用するにあたって、まず、町が設置する調査委員会での医学的見地から調査審議を行う必要があることから、その設置についてを定めるものでございます。

詳細につきましては、健康推進課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第 48 号及び議案第 49 号の各会計の補正予算につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

なお、各議案につきまして、一般会計補正予算につきましては地方自治法第 218 条第 1 項の規定、水道事業会計補正予算につきましては地方公営企業法第 24 条第 2 項の規定に基づきまして、提出させていただくものでございます。

まず、議案第 48 号、令和 7 年度矢掛町一般会計補正予算（第 1 号）についてでございますが、今回の補正額は 1 億 1,500 万円の増額で、補正後の予算総額は 106 億 5,500 万円となっております。

主な内容といたしましては、お手許に配付いたしております補正予算の概要を御覧ください。

まず、総務費へは町内会等が設置する公会堂等集会施設の備品整備に対しまして、その費用の一部を補助する公会堂備品整備補助金を新たに計上しておりますほか役場の若手職員を中心に県外で行われるイベントへ参加することで先進的な取組や知識・技術を学ぶ機会を提供し、職員の成長を促進することを目的とした研修費を計上いたしております。

次に、商工費へは空き家活用新規創業支援事業補助金の追加分及びやかげ一譚 —— 旧矢掛屋の施設の補修工事などに係る経費を、また、教育費へは矢掛中学校体育館への空調設備の整備や B & G 海洋センターの防球ネット等の整備に係る経費を計上いたしております。

そのほか、農林水産業費へ水路や貯水池のしゅんせつ工事に係る経費を、土木費へは町道中畦東線などの道路新設改良費をそれぞれ計上いたしております。

詳細につきましては、財政課長、財政課主幹が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第 49 号、令和 7 年度矢掛町水道事業会計補正予算（第 1 号）についてでございますが、内容といたしましては、資本的支出に給水車を購入するための費用を計上させていただくものでございます。

以前より災害時に備えるため給水車の購入を検討しておりましたが、御承知のとおり、新車で購入する場合は非常に高価でございます。しかしこのたび、倉敷市水道局が所有する給水車で程度も良く今後も十分に使用できるものにつきまして、本町へ売却の打診があり、非常に安価に購入できるため、その購入のための補正予算を計上させていただいたところでございます。

詳細な内容につきましては、上下水道課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

以上が、議案第 46 号から議案第 49 号までの提案理由及び説明でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

**○議長（浅野 毅君）** 次に、詳細な内容の説明を求めます。教育課長。

**○教育課長（西山弘之君）** 議案第 46 号、矢掛町 B & G 海洋センター条例の一部を改正する条例制定について、御説明申し上げます。

今回の改正は、B & G 海洋センター本館 2 階のトレーニングルームへ空調設備を設置することに伴い、使用料を変更するものでございます。お手許の資料で説明させていただきますので、資料番号 3 を御覧ください。一枚おめくりください。新旧対照表となっております。

B & G 海洋センター使用料については、矢掛町 B & G 海洋センター条例別表で定めております。右の表が改正前、左の表が改正後を示しております。

B & G 海洋センター本館の 2 階のトレーニングルームには卓球場と武道場があり、まず、卓球台の使用料について、1 台につき、1 時間当たりの料金を町内の者については 200 円から 300 円に、町外の者に

については 400 円から 600 円に改定し、次に、武道場の使用料については、武道場 1 面につき、1 時間当たりの料金を町内の者について 500 円から 1,000 円に、町外の者については 1,000 円から 2,000 円に改定するものです。これらの使用料は、空調設備使用料を含む金額としており、その旨を表の下にあります備考の 4 に記載をしています。

議案に戻っていただきまして、施行日につきましては、工事完了後速やかに空調設備を使用していただけよう、附則といたしまして、この条例は規則で定める日から施行することとしております。なお、工事の完了は、令和 7 年 9 月頃の完了を想定しております。

議案第 46 号についての説明は以上でございます。

**○議長（浅野 毅君）** 健康推進課長。

**○健康推進課長（小川公一君）** 議案第 47 号、矢掛町予防接種健康被害調査委員会設置条例制定について、御説明申し上げます。一枚おめくりください。矢掛町予防接種健康被害調査委員会条例でございます。

予防接種は、感染症を予防するために重要なものでございますが、健康被害——病気になったり障害が残ったりすることが起きることがあります。極めてまれではありますが、副反応による健康被害をなくすことはできないことから、国は、予防接種健康被害救済制度を設けております。

今回の条例により設置する予防接種健康被害調査委員会は、予防接種によって健康被害を受けた方が、予防接種救済制度を利用するにあたって、まず、市町村で必要な書類や因果関係の調査を行います。その後、岡山県を経由して国の疾病・障害認定審査会に申請書類を提出することになります。

それでは、条例の内容について御説明させていただきますので、説明のほうは資料で行いますので、資料番号 4 を御覧ください。資料の表紙をおめくり下さい。

矢掛町予防接種健康被害調査委員会設置条例制定についてでございます。表は、左から条項、標題、内容となっております。

(1) 本則から主なもののみ説明させていただきます。まず、第 1 条の設置ですが、矢掛町民の感染症予防対策として実施する予防接種業務を円滑に遂行するためとしております。次に、第 2 条の目的ですが、予防接種に関連して発生した事故について、医学的見地から調査審議を行い適正な事故処理を図ることを目的としております。次に、第 3 条の組織ですが、委員は矢掛町から 2 名、岡山県備中保健所から 1 名、笠岡医師会から 2 名としております。次に、第 4 条の委員の任期は 2 年でございます。

一つ飛ばしまして、第 6 条の審議の請求ですが、予防接種による事故が発生した時は、委員会の審議に付さなければならないとしております。具体的には、予防接種を原因とした死亡事故や後遺障害等何らかの補償が必要な事故が発生し、御本人や御遺族の方から申請があった場合に委員会を開催することとなります。

次に、第 9 条の報酬及び費用弁償ですが、非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例に定めるところにより支給することとしております。

次に、(2) の附則ですが、まず、第 1 項の施行期日は、公布の日としております。次に、第 2 項の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正でございますが、予防接種健康被害調査委員の報酬は、専門性を有する医師ということでございますので、介護認定審査会や障害認定審査会委員と同額の日額 1 万 4,000 円としております。

説明は、以上でございます。よろしくお願いいたします。

**○議長（浅野 毅君）** 財政課長。

**○財政課長（松嶋良治君）** それでは、議案第 48 号、令和 7 年度矢掛町一般会計補正予算（第 1 号）について、御説明申し上げます。

今回の補正は、1 億 1,500 万円を増額するもので、内容につきましては、この後、事項別明細書で説明させていただきますが、その前に第 2 条地方債の補正を御説明いたしますので、4 ページをお開きください。

4 ページ、第 2 表地方債補正で変更 5 件でございます。まず、かんがい排水事業は、水路浚渫工事に充てる緊急浚渫推進事業債で充当率 10 割、交付税措置率 7 割、1,150 万円の増額でございます。次の林道改良事業は、林道羽無線整備事業の積算業務委託料に充てる過疎対策事業債 80 万円の増額、観光事業は、やかげ一譚 —— 旧矢掛屋の改修工事、備品購入に充てる過疎対策事業債 3,600 万円の増額でございます。次の道路新設改良事業は、町道中畦東線改良事業に係る測量設計委託料に充てる過疎対策事業債 850 万円の増額でございます。最後の中学校管理事業は、体育館空調設備整備に充てる過疎対策事業債 2,700 万円の増額でございます。

私からの説明は以上でございますが、この後、事項別明細書に基づく説明を主幹が行いますので、よろしく願いいたします。

**○議長（浅野 毅君）** 財政課主幹。

**○財政課主幹（小出健司君）** それでは、事項別明細書に基づきまして、御説明申し上げます。予算書の 10 ページ・11 ページをお開きください。歳入につきましては、歳出の財源内訳の中で、説明させていただきます。

まず、2 款総務費の一般管理費では、職員体験型人材育成に関する研修旅費、イタリア野菜プロジェクト万博出展に伴う視察研修に係るバス借上料、また、公会堂等集会施設に備品整備をする事業に対する補助金をそれぞれ計上しております。

次の 3 款民生費の老人福祉センター管理費では、消防設備点検委託料の増額分を計上しております。

次の 4 款衛生費の予防費では、予防接種健康被害調査委員会の会議開催に伴う委員報酬を計上しております。財源は、国庫負担金でございます。

次の 5 款農林水産業費の農村環境改善センター管理費では、消防設備点検委託料の増額分を計上しております。続いて、12 ページ・13 ページを御覧ください。次のかんがい排水費では、水路などのしゅんせつ工事費や宇内地区のほ場整備に係る測量・調査委託料を計上しております。しゅんせつ工事費の財源として、かんがい排水事業債を充当しております。次の林道改良費では、林道羽無線の積算委託料を計上し、財源として過疎対策事業債を充当しております。

次の 6 款商工費では、空き家活用新規創業支援事業補助金の追加分を計上し、財源としてふるさと納税寄附金を充当しております。また、やかげ一譚の施設補修・備品購入費を計上し、財源として過疎対策事業債を充当しております。

次の 7 款土木費の道路新設改良費では、次の 14 ページ・15 ページにかけまして、町道中畦東線などの測量設計委託料等を計上し、財源として過疎対策事業債を充当しております。次のかわまちづくり事業費では、建築確認申請等の手数料及び施設案内標識の設置に伴う工事費から委託料への組替えを計上しております。

次の 9 款教育費、小学校費の学校管理費では消防設備等修繕料及び点検委託料の増額、中川小学校の

太陽光発電設備の売電用計量器の取替に係る負担金を計上しております。次の中学校費の学校管理費では、次の 16 ページ・17 ページにかけまして、消防設備等修繕料及び点検委託料の増額、矢掛中学校体育館の空調設備工事費、ウォータークーラーの購入費を計上しております。空調設備工事費の財源として、過疎対策事業債を充当しております。次の社会教育費の公民館費では、美川公民館のエアコンの更新及び 7 公民館の消防設備点検委託料の増額分を計上しております。次の美術館費では、エアコンの室外機の更新及び消防設備点検委託料の増額分を計上しております。次の矢掛会館費では、ひまわりの家の窓の修繕料を計上しております。次の保健体育費の体育施設管理費では、総合運動公園の井戸タンク設備の更新に係る経費を計上しております。次の海洋センター費では、防球ネット等の整備工事費を計上しております。

続いて、18 ページ・19 ページを御覧ください。12 款諸支出金のふるさと応援基金費では、ふるさと納税寄附金を空き家活用新規創業支援事業補助金に充当することに伴いまして、充当額と同額の基金積立金の減額を計上しております。

最後に、予備費としまして 52 万 3,000 円で調整をしております。

以上で、事項別明細書の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

**○議長（浅野 毅君）** 上下水道課長。

**○上下水道課長（丹下裕之君）** それでは、議案第 49 号、令和 7 年度矢掛町水道事業会計補正予算（第 1 号）について、御説明いたします。

まず、第 2 条の業務の予定量でございますが、営業設備費を 100 万円増額するものでございます。

続く第 3 条の資本的支出につきましても、建設改良費を 100 万円増額するもので、詳細につきましては、次のページの予算実施計画書で御説明いたしますので一枚おめくりください。令和 7 年度矢掛町水道事業会計補正予算（第 1 号）実施計画書でございます。資本的支出につきまして、給水車購入費として、営業設備費を 100 万円増額し、補正後の資本的支出総額を 5 億 200 万円とするものでございます。

下段の令和 7 年度矢掛町水道事業会計補正予算（第 1 号）実施計画説明書は、御覧いただきまして説明につきましては省略させていただきます。

議案第 49 号の説明は以上となりますので、よろしくお願いいたします。

**○議長（浅野 毅君）** 提案理由及び詳細な内容の説明が終わりました。

お諮りいたします。説明の途中でございますが、ここで 15 分程度休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（浅野 毅君）** 異議なしと認めます。よって、10 時 55 分まで休憩いたします。休憩。

午前 10 時 39 分 休憩

午前 10 時 53 分 再開

**○議長（浅野 毅君）** 皆さんおそろいですので、これから会議を再開させていただきます。全員皆さん出席でございます。

~~~~~

日程第 8 選挙第 1 号 岡山県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

○議長（浅野 毅君） そうしましたら、日程第 8、選挙第 1 号、岡山県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙についてを議題といたします。

この選挙は、岡山県後期高齢者医療広域連合規約第8条第2項の規定により各町村議会において選挙するものとなっております。同条第4項の規定によって、岡山県内全ての町村議会の選挙における得票総数により当選人を決定することとなりますので、会議規則第33条の規定に基づく選挙結果の報告のうち、当選人の報告及び当選人への告知は行えません。

お諮りいたします。選挙結果の報告は、会議規則第33条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することにしたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅野 毅君） 異議なしと認めます。よって、選挙結果の報告は、会議規則第33条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することに決しました。

選挙は、投票で行います。議会事務局、議場の閉鎖をお願いいたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（浅野 毅君） ただいまの出席議員は12名であります。次に立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定によりまして、議席番号1番土井俊彦君と、議席番号2番昼田政義君を指名いたします。

候補者一覧を配付させます。議会事務局お願いいたします。

〔候補者一覧配付〕

○議長（浅野 毅君） 候補者一覧の配付漏れはありませんか。

〔なし〕

○議長（浅野 毅君） 配付漏れなしと認めます。

投票用紙を配付させます。議会事務局お願いいたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（浅野 毅君） 配付漏れはありませんか。

〔なし〕

○議長（浅野 毅君） 配付漏れなしと認めます。念のため申し上げますが、投票は、単記無記名でお願いいたします。お手許にお配りいたしました候補者一覧をもとに、投票用紙に候補者1名の氏名のみを記載願います。

投票箱の点検を職員にさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（浅野 毅君） 異常なしと認めます。

ただいまから投票に入ります。それでは、1番議員から順次投票をお願いいたします。

〔投票〕

○議長（浅野 毅君） 投票漏れはありませんか。

〔なし〕

○議長（浅野 毅君） 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

これより、開票を行います。1番土井俊彦君と、2番昼田政義君は開票の立会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（浅野 毅君） 開票の結果を御報告いたします。

投票総数 12 票

有効投票 12 票

有効投票のうち

坂本英典君 10 票

藤田照子君 2 票

以上のとおりであります。

ただいまの選挙結果を、岡山県後期高齢者医療広域連合議会の議員の選挙に関する規則第 8 条の規定によって、岡山県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙の選挙長に報告いたします。議会事務局、議場の閉鎖を解いてください。

〔議場開鎖〕

~~~~~

**○議長（浅野 毅君）** お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめて散会とし、次の本会議は明日 30 日の午前 9 時 30 分から再開いたしたいと思えます。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（浅野 毅君）** 異議なしと認めます。よって、本日の会議はこの程度にとどめて散会とし、次の会議は明日 30 日の午前 9 時 30 分から再開することに決しました。

それでは、これをもって散会といたします。皆様、御苦労さまでした。散会。

午前 11 時 5 分 散会